

別表第1号(第8条関係)

助成対象とする活動(どうなんまちづくり活動)の内容

助成対象とならない活動	
	<ol style="list-style-type: none">1. 国、県その他の団体の補助金または他の補助金の交付を受ける活動2. 活動の効果が特定の個人、団体に帰属する活動3. 活動の公益性、継続性及び発展性、地域性並びに必要性に照らしどうなんの個性と魅力を活かすまちづくりへの寄与が認められない活動4. 暴力団などの暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体が行う活動
助成対象となる活動	
	<ol style="list-style-type: none">1. どうなんの個性と魅力を活かすまちづくりに寄与する団体の立ち上げのために必要な活動2. マチリなど伝統文化の継承・の文化保全に資すると認められる活動3. どうなんの個性と魅力を活かすまちづくり活動拠点の整備や運営などの、どうなんの持続的な魅力の向上に資すると認められる活動4. 集落景観に配慮した建物の外観(ファサード)の改修、植栽等の緑化活動、その他のどうなんらしい景観形成に資すると認められる活動5. 伝統文化継承のための資料保全・研究や地域の古民家、歴史的建築物(倉庫、蔵、住宅等)の保全・改修等の活動6. どうなんの個性と魅力を活かす観光ルートの研究・整備や、どうなんの観光振興のための案内板の設置、その他の観光振興に資すると認められる活動7. どうなんの個性と魅力を活かす産業の活性化に資すると認められる活動8. 大規模災害に備え、地域の安全性を高めることに資するまちづくりと認められる活動9. その他、どうなんの個性と魅力を活かすまちづくりのために必要と認める活動